

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、認定通関業者の認定の申請手続、特定保税運送制度の対象となる国際運送貨物取扱業者の要件等を定めるとともに、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。